

鶴居村におけるアメリカミンク防除実施計画書

1 防除の対象

アメリカミンク (*Mustela vison*)

2 防除を行う区域

鶴居村内全域「鶴居村アメリカミンク等捕獲対象地域」のとおり

3 防除を行う期間

確認の日から令和13年3月31日まで

4 管内における生息等状況

平成18年頃から、中雪裡地区において目撃情報が多く寄せられ、内水面漁業(養殖)水産物の被害が発生している状況である。

5 防除の目標

生態系にかかる被害の防止を図るため、管内のアメリカミンクの生息状況、被害状況等を把握し、その状況に応じて野外からの完全排除を長期的な目標に、被害の低減化及び生息域の拡大を防止し、管内への侵入・定着の阻止を図る。

6 防除の方法

鶴居村に生息しているアメリカミンクの防除の方法は、原則として以下のとおり。

(1) 調査

現在の生息等情報などの知見に基づき、当面、次の方法で防除を進め、今後、並行して、可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除に努める。

(2) 捕獲の方法

原則として、次の方法により捕獲する。

①使用する捕獲用具の名称

箱わな(ファームエイジ社製の MODEL1078 又はこれと同形式の方法でアメリカミンクを捕獲できるもの。別記1参照)。設置中は、別記2箱わな標識を掲出する。

②誘因餌

揚げパン類、菓子類(キャラメルコーンなど)、ドッグフード等

③見回り

原則として、わな設置場所を一日一回以上巡視する。

④捕獲個体の処分

捕獲した場合には、逸出防止のため箱わな等を強化し、車の荷台等に乗せ処分場へ搬送し、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分する。処分した個体は、廃棄物として適切に

処理する。

なお、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他の公益上の必要があると認められる目的で譲受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ているもので、特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができる。

(3) 在来動物への配慮

- ①在来野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域においては、混獲を避けるよう配慮する。
- ②(2)②以外の餌を使用する場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行う。
- ③アメリカミンク以外の動物が捕獲された場合には、速やかに放逐する(アライグマ等については、別途定める防除実施計画により適切に処分する)。

(4) 鶴居村における防除区域及び防除従事者等

- ①防除従事者は、原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)に基づくわな猟免許を有するものとする。
ただし、防除を実施する主体毎に技術講習会を開催するなど、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を確保できる場合には、免許非所持者を含むことができる。
- ②防除従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を確保することとし、防除従事者台帳を作成するとともに、必要に応じて更新する。
- ③防除従事者は、本法に基づく防除を実施していることを証する別記3防除従事者証を携帯し、地域住民に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明するよう努める。
- ④別記4防除従事者台帳を作成し、鶴居村産業振興課林政係で管理するとともに、原則として毎年3月に更新する。なお、必要に応じて、随時、更新できるものとする。

(5) 捕獲の際の留意事項

- ①鳥獣保護管理法第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。
- ②鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲は行わない。
- ③鳥獣保護管理法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域では、禁止された猟法により捕獲を行わない。
- ④鳥獣保護管理法第35条第1項に基づく特定猟具禁止区域では、銃器による防除を行わない。
- ⑤鳥獣保護管理法第36条に基づく危険猟法による防除は行わない。

(6) モニタリング

防除の効果を点検するとともに、次の情報を道へ報告することによりモニタリングを行い、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努める。

また、生息状況を可能な限り適確に把握し、効率的な防除に努める。

- ①捕獲数
- ②わなかけ数
- ③農業等被害額
- ④生態系への影響等

7 緊急的な防除

緊急的な防除が必要になった場合については、環境省及び関係機関と連絡調整の上、連携を図りながら、原則として6(2)～(5)に準じて、捕獲するよう努める。

8 関係者との調整等

(1) 普及啓発

①警察署及び鳥獣保護員等に内容を通知する。

②地域住民に対する防除実施に係る理解の増進を図るため、ホームページなどの広報媒体による普及啓発を行う。

(2) 防除手法の技術開発

関係機関が連携し、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努める。

(3) 合意形成(説明会の開催、関係者との調整)

①住民説明会の開催や広報誌での情報提供など行い、事前に地域住民等への周知を図る。

②防除を実施する区域の土地及び関係施設の所有者又は管理者については、個別に説明するなど必要な調整を図り、了解を得る。

9 関係法令の遵守

関係法令を遵守するものとする。